

2019年度の事業計画書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 happiness

1 事業実施の方針

- (1) ボランティア団体ハピネスから事業継承し、各事業の充実を図る。
- (2) ボランティア団体ハピネスから事業継承するために、法人としての組織基盤を固める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
子ども支援活動及び 教育事業	こども食堂又は 学習会の開催	(A) 毎週水曜日 17:00～20:00 (B) 唐橋文教会館 (C) 13人	(D) 唐橋学区に居住する 小中学生とその保護者 (E) 1200名
	子ども食堂 普及イベント	(A) 年に1回 (B) 唐橋文教会館 (C) 5人	(D) 子ども食堂に興味が ある参加者・関係者 (E) 20名
イベント及び ワークショップ事業	地域イベント等への 参加	(A) 年に2回 (B) 各イベントによって 異なる (C) 6名	(D) 不特定多数のイベント 参加者 (E) 100名
	ハピネス交流ひろばの 開催	(A) 年に4回 (B) Happiness*café (C) 2名	(D) 地元地域の不特定多数 (E) 24名
就労体験・職業訓練による就労支援事業	Happiness*café の 運営	(A) 毎週火・木・金・土曜日 (B) Happiness*café (C) 4名	(D) 地元地域の不特定多数 (E) 4500名

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別紙として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。